

第2回 SPARC Japan セミナー2014

「大学における OA ポリシー：日本版 OA ポリシーのモデル構築に向けて」

オープンアクセス方針の現状

三根 慎二

(三重大学人文学部)

講演要旨

現在までに策定されているオープンアクセスに関連する各種ポリシーを概観することで、その現状把握を行い、以降の講演を理解する上で必要な基本的情報・枠組みの提供を行う。



三根 慎二

三重大学人文学部講師。名古屋大学附属図書館研究開発室を経て、2010年より現職。専門は図書館情報学、特に学術コミュニケーション。

今日は三つのポイントについてお話しします。

一つ目は、オープンアクセス方針は学術情報流通においてどう位置付けられるかという基本的なことです。

二つ目に、代表的な情報源に基づいて、世界中でオープンアクセス方針がどれくらい進んでいるかを概観します。

三つ目に、大学と政府・助成機関においてオープンアクセス方針がどう策定されてきたかについて、代表的な事例をご紹介します。

最後に、サマリーをします。

OA 方針と学術情報流通

図1は、先月、SPARC Europe が紹介していたオープンアクセス方針の七つの利点です。ただし、これはオープンアクセス自体の利点で、これらをさらに促進するのがオープンアクセス方針です。

ポリシー（方針）とは、辞書的な定義では「ある問

題を解決するために、決定された解決の行動指針と具体的な手段」とされています。ポリシーには、対象者と目的を実現するための具体的な手段が書かれているのです。従って、オープンアクセス方針とは、オープンアクセスに関する問題を解決するために決定された行動指針と具体的手段のことだと言えます。このような前提で話を進めていきます。

OA方針：7つの利点 (SPARC Europe 2014)

1. 体系的な研究成果の視認性向上
2. ランキング上昇
3. より迅速な革新的・経済的成長への寄与
4. 新しい共同研究と機関収入
5. 研究成果の価値の上昇
6. 機関の社会的影響力・評判の上昇
7. 機関のOAへ傾倒を例証

7 institutional benefits to implementing an Open Access policy: http://sparc.org/rep-content/uploads/2014/08/SPARC_Europe_7OA_BenefitsResearchOrg.pdf

(図1)

オープンアクセス方針は、策定したいと思えばすぐにできるのかというと、そのようなことはもちろんありません。多様な利害関係者が存在するため、研究者、大学、大学図書館、政府、研究助成機関、学会・商業出版社、それに加えて、一般市民や納税者のことも考えなければいけません。

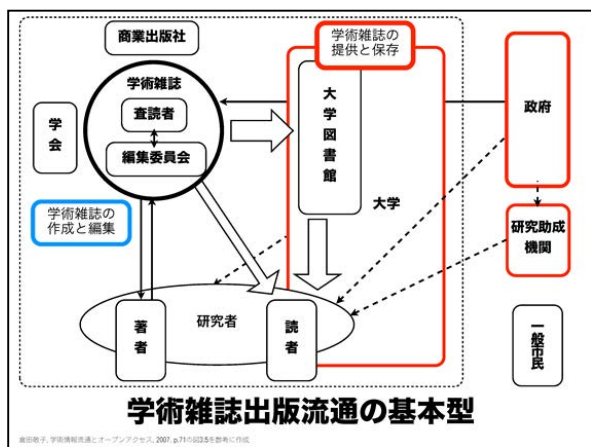
図2で点線に囲まれた部分は、今までの学術情報流通・学術雑誌出版流通の基本型を示したものです。著者である研究者が研究を行い、その成果を商業出版社や学会が出している学術雑誌に投稿して、査読の結果、受理されれば、学術雑誌としてパッケージされて出版されます。それを大学図書館が購入し、読者である研究者に提供するというのが、これまでの学術情報流通・学術雑誌出版流通の基本型でした。

しかし、オープンアクセスになると、これまで学術情報流通に直接関わってこなかった政府や研究助成機関、一般市民が関わってきます。従来と異なるのは、政府や研究助成機関、大学が研究者に対して何らかの方針を打ち立てている点と、閉じたコミュニケーションであった学術コミュニケーションにおいて一般市民のことも意識せざるを得なくなっている点です。

OA 方針の現状

次に、オープンアクセス方針の現状についてお話しします。

図3の棒グラフは、見たことのある人がほとんどだ

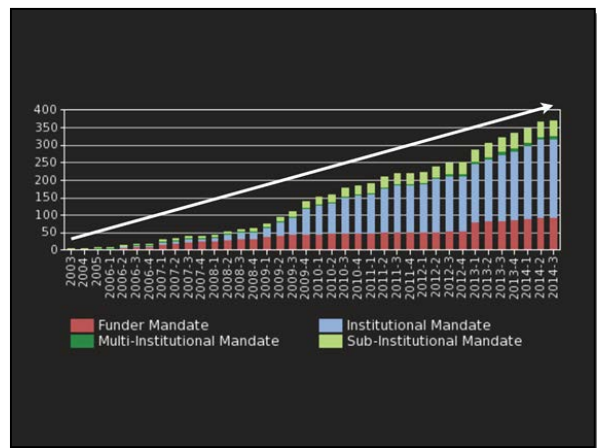


(図2)

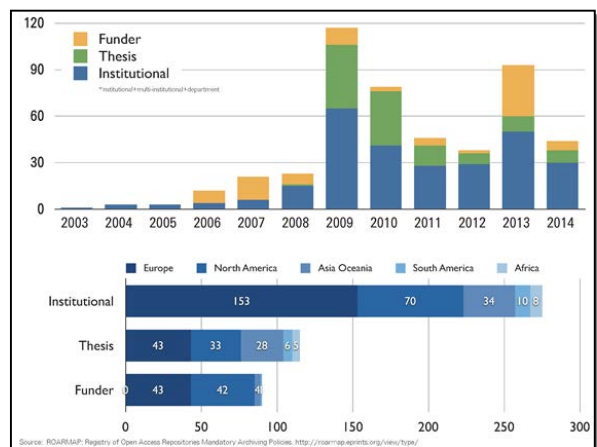
と思いますが、これが何を意味しているのかはよく分からないと思います。この棒グラフが言いたいのは、オープンアクセス方針が右肩上がりで増加しているということだと思うのですが、実際のところは微妙だだと思います。このデータをもう少し細かく、次の2枚のスライドで見ていきます。

図4は、同じデータに基づいて、どのような種類のオープンアクセス方針が作成されてきたかを示したグラフです。毎年それほど数が増えているわけではなく、2009年と2013年に急激な増加を見せています。方針の種類としては、大学数が多いので機関が最も多くなり、その次に博士論文、研究助成機関が来ます。

図5は、同じものを地域別に見たグラフです。大学数が一番多いので、当然ながらヨーロッパが最も多く、次いで北米、アジア・オセアニア、南米、アフリカとなります。



(図3)

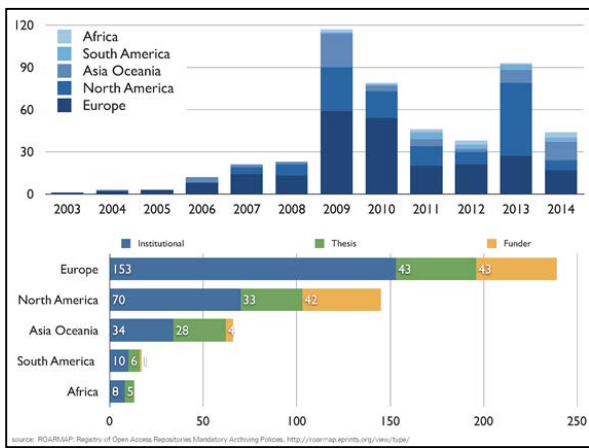


(図4)

北米とヨーロッパは、全ての種類のオープンアクセス方針を策定していますが、アジア・オセアニア、その他の地域では、研究助成機関の方針はそれほど策定されているわけではないというのが現状です。

図6は、SHERPA/JULIETという有名なオープンアクセス方針のデータベースです。国としてはイギリスが一番多く、北米、ヨーロッパの国が続きます。

研究助成機関がどのようなオープンアクセス方針を立てているのかが、緑色の円グラフになります。セルフアーカイビングを義務化しているものが多く、オープンアクセス出版を要求しているものは、まだかなり少ないです。最近、研究助成を受けた研究成果で生み出されたデータ自体も方針の対象になるが増えてきています。このような現状があります。



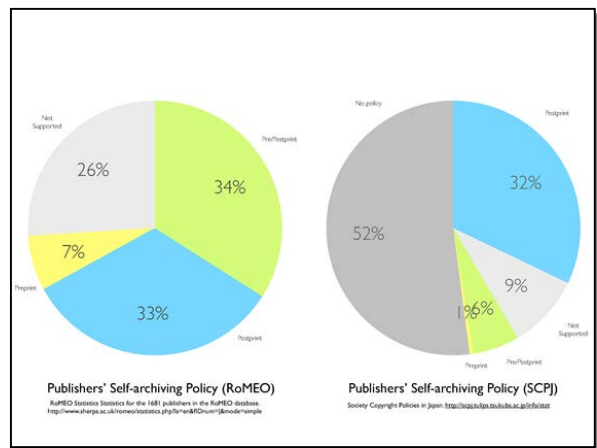
(図5)

出版社のOA方針

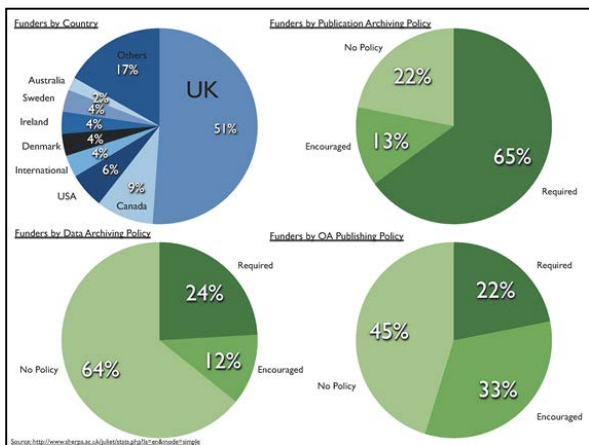
次は主体を変えて、出版社がオープンアクセスに対してどのような方針を取っているかを見ていきます。図7も有名なデータベースから取ってきたものです。左側はRoMEO、右側は日本のSCPJです。RoMEOのグラフからは、出版社に関しては7割強が何らかの形で論文を登録する、ウェブ上に公開することを認めていると言えます。

SCPJは、RoMEOと比べるとかなり様相が違います。一番多いのが何の方針も立っていない「No policy」なので、学協会のオープンアクセスに対する方針としては、かなり遅れていると言わざるを得ません。

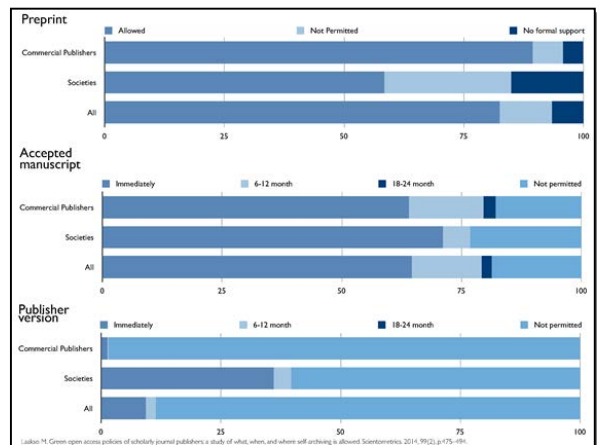
図8は、また別の論文から取ってきたもので、SHERPA/RoMEOに登録されている出版社の中で、論文数が多い100出版社がどのような方針を取っているかを論文のタイプ別に見たものです。



(図7)



(図6)



(図8)

全体としては、多くの出版社が何らかの形でセルフアーカイビングをすることを認めています。プレプリントに関しては、出版社（Commercial Publishers）はかなり寛容ですが、学協会（Societies）は「Not Permitted」の割合が大きくなり、それほど許諾しているわけではありません。著者最終原稿に関しては、出版社と学協会ですらそれほど差はないのですが、出版社版に関しては、商業出版社は頑なに拒否しています。一方で、学協会に関しては、PDF版でもセルフアーカイビングをすることは許しています。全体としては、かなりの割合でオープンアクセスにすることができますが、出版社はバージョンによってかなり異なる立場を取っていると考えられます。

大学の OA 方針

ここまでは世界的な全体像でしたが、少し細かく、それぞれの利害関係者の話に入っていきたいと思いません。

大学におけるオープンアクセス方針は、種類としては一番多く策定されています。先駆的な大学としては、サウサンプトン大学（Soton）、クイーンズランド工科大学（QUT）、ミーニョ大学（Minho）が10年以上前からこのような方針を立てて、現在に至っています。

その中でも影響力の大きい方針が二つあります。一つは、ベルギーのリエージュ大学の方針と、もう一つは、Shieberさんが策定されたハーバード大学の方針です。リエージュ大学の方針は、登録しなければ業績

	即時登録 免除無し	権利保有		出版社の 条件準拠
		著者→大学	大学	
例	Liege	Harvard	QUT	Soton
義務化	Y	Y	Y	Y
即時登録	Y	Usually	Usually	N
エンバーゴ	Y (全文) メタデータ即OA	Usually ←	Usually ←	Y 出版社指定に準拠
権利保有	Optional	Y	Y	N
免除規定	N	Y	Y	N

(図 9)

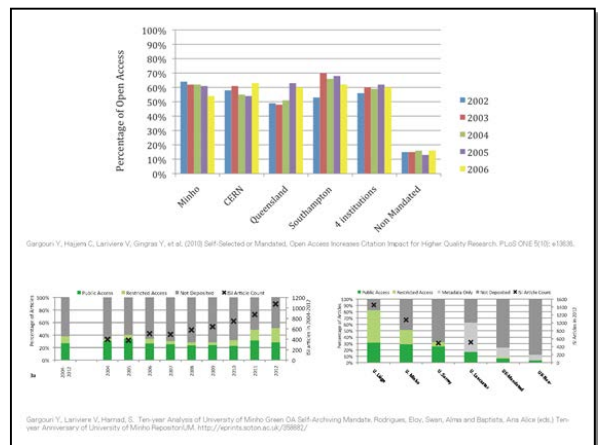
評価や昇進の条件にしないという、非常に強い形の方針です。ハーバード大学の方針は、書いた論文の原稿を公開する権利を教員が大学に与えて、その結果、教員が書いた研究成果はオープンアクセスがデフォルトになるという方針です。

今まで多くの方針が立てられてきましたが、代表的な方針のタイプを図9に整理しました。これはユネスコの報告書を参照したものです。

各大学は何らかの形で義務化という方針を立てていますが、個別の要素に関しては、それぞれバリエーションがあります。これは恐らく、各大学の文化や政治的な要因があるからだと思います。ハーバード大学は厳密に言うと義務化ではないと言っていますが、ユネスコの表記に従って、Yesとしています。

従って、今、世界的に注目されているオープンアクセス方針は、基本的には義務化です。オープンアクセスの方針には、推奨する、任意でやってくれればいいというものもあるのですが、それはうまくいかないということです。さらに、義務化の方針を立てても、全て100%になるわけではありません。

それを具体的な数値で示しているのが、イギリスのStevan Harnadらの研究です(図10)。この図から読み取っていただきたいのは、オープンアクセス方針が義務化かそうでないかで、リポジトリに登録されている論文の割合が全く異なるということです。左側の四つは、オープンアクセス方針の義務化を策定した大学です。一番右はその他の義務化をしていない大学です。



(図 10)

リポジトリ登録を義務化している大学は、割合が6割まで達しており、明らかな差が出ています。右下のグラフを見ても同じことが言えます。左下のグラフは、ミーニョ大学のものをもう少し長いスパンで見ましたものです。2011年ごろにリエージュ大学のモデルを採用したことで、割合が高くなっています。

このように、ただ方針を立てて、推奨だけではあまり効果はないと考えられます。そのため、主要な影響力のある方針は、何らかの形で義務化か権利付与という方式を考えているということになります。

政府・研究助成機関のOA方針

一方で、政府・研究助成機関のオープンアクセス方針も大きな影響力を与えています。

先駆的な機関としては、イギリスの Wellcome Trust (WT)、EU の European Research Council (ERC)、アメリカの National Institutes of Health (NIH)、Howard Hughes Medical Institute (HHMI) が挙げられます。

この中で特に、近年、イギリスのフィンチレポートによって、RCUK や Wellcome Trust がオープンアクセス方針をアップデートしており、大きな影響力を与えています。フィンチレポートは、これまでイギリスの伝統であったグリーン・オープンアクセスを推進することから転換して、ゴールド・オープンアクセスを推奨するというものです。また、HEFCE が REF2020 でオープンアクセスに関する条件を出してきました。REF は、研究評価の条件としてその論文をオープン

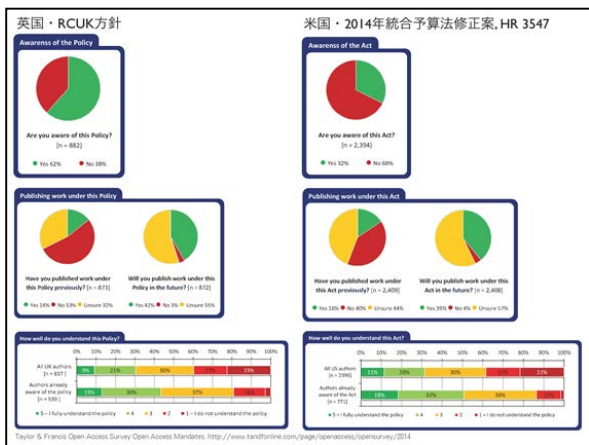
アクセスにしなければいけないというものです。

アメリカでは、年間1億ドル以上の研究予算の政府機関へOA方針策定を義務づける OSTP のメモが出されました。それに対応する形で、出版社連合の CHORUS と図書館関係の SHARE が、その受け皿になるかと競争しています。

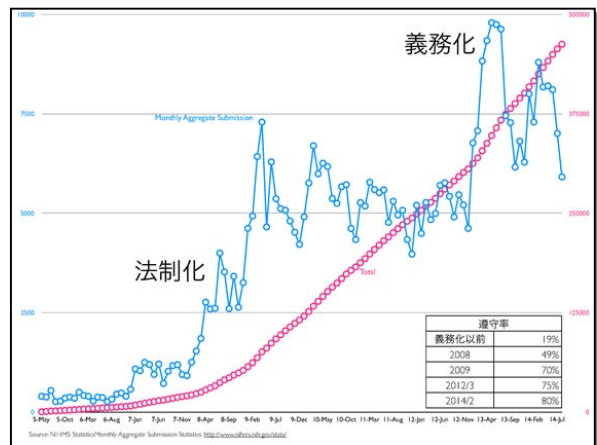
このような研究助成機関のオープンアクセス方針に関して、研究者はどれくらい認知・理解しているのでしょうか。図11は、最近、Taylor & Francis が自分たちの雑誌に書いた著者にアンケートをした結果です。少し違うものを調査対象としているので、中段の円グラフはあまり比較しないでください。

イギリスでは、RCUK の方針に関して、6割強が理解しています。アメリカでは、2014年統合予算法修正案に関して、できたばかりなのでそれほど認知はしていません。理解度に関しては、どちらもそれほど方針に関しては十分に理解していないと言えます。ここに図書館の役割が何かあるのではないかと考えます。

図12は有名なグラフで、アメリカの NIH がオープンアクセス方針を施行してから、NIH から助成を受けた研究論文が、どれくらい PubMed Central に登録されているのかを示しています。任意登録だった時代は非常に少なかったですが、それが2008年に法制化されて多くなり、さらに義務化されたことでまた数が増えました。右下に遵守率がありますが、かなり高い割合で遵守されています。これもまた、義務化が大きな役割を果たしていることの現れだと思います。



(図 11)



(図 12)

日本の OA 方針

では、日本は何をしてきたのでしょうか。何もしていなかったわけではなく、幾つか方針が立てられています (図 13)。

博士論文に関しては、2013年に義務化された文科省のものがあります。大学も義務化はなかなかありませんが、北海道大学、JAIST、岡山大学、名古屋工業大学が何らかの形で方針を立てています。助成機関も、義務化ではありませんが、JST が推奨という形で助成研究の登録、オープンアクセスジャーナルへの発表を促しています。

図 14 のツイートは、1年前に文科省に出向されていた首東さんのものです。今は文科省にいらっしやらないと思うので、どうなるか分かりませんが、文科省も公的助成研究の OA 化を考えているのかもしれない。「Where there is a will, there is a way」と書いている

日本のOA方針

- **博士論文**
 - 岡大 (2011, 義務化)
 - 文科省 (2013, 義務化)
- **大学**
 - 北大 (2008, 成果, 強く推奨)
 - JAIST (2008, 業績DB登録論文, 原則登録)
 - 岡大 (2011, 学内助成研究, 義務化)
 - 名工大 (2012, 論文, 原則登録)
- **研究助成機関**
 - JST (2013, 助成研究論文, 推奨)

(図 13)

(図 14)

ので、もしかしたら文科省も何かやってくれるのかもかもしれません。

いずれにしろオープンアクセス方針を立てるときには、種類から罰則まで、義務にするのか、単純に推奨にするのか、対象は何にするのかという形で、非常に多くの項目を考えなければいけません (図 15)。また、立てるのであればその大学の文化に基づいて考えなければいけません。さらに、ゴールド・オープンアクセスに関してもどういう対応を取らなければいけないか考えなければいけないと思います。

OA 方針の策定状況

地域としては、ヨーロッパ・北米がオープンアクセス方針を先導しています。他の地域は、研究助成機関の方針はわずかです。日本の学会の対応は、主要な学会、学協会、出版社と比べると遅れています。

また、方針の対象は学術論文が主でしたが、研究データも対象になっています。

方式もグリーン・オープンアクセスを推奨するものが多かったのですが、ゴールド・オープンアクセスを推奨するものが多くなってきました。

さらに、方針を立てっ放しにして終わりではなく、その後、どれくらい遵守されているのかモニタリングする、あるいはペナルティを付けることも一部の研究助成機関・大学で実施されるようになってきています。

種類	義務/推奨
対象	学術雑誌論文/会議録/図書/研究データ/メタデータ
登録先	機関リポジトリ/主題リポジトリ/共有リポジトリ
バージョン	出版者版/著者最終稿/プレプリント
エンバーゴ	即時登録/エンバーゴ有り/エンバーゴ有り+非公開登録
免除規定	有り/無し
権利付与	大学/著者
遵守	確認あり/なし
罰則	あり/なし
Gold OA	あり/なし

(図 15)

まとめ

これまでオープンアクセス方針がたくさん立てられてきましたが、Armbruster (2011) は、これは非常に難しいタフジョブだと言っています。個々の大学の文化や政治、統治機構というものを考えないとうまくいきません。数年単位の仕事になるのではないかと思います。

また、日本はこれまで草の根の「hita-hita」でやってきましたが、それに代えて、義務化という形で進めていくのか、あるいはこれらは両立するのかということです。

難しいので、中には方針の策定に失敗する大学も出てくるのではないかと思います。策定自体、メリーランド大学はうまくいかなかったようですし、NIH も義務化しなかったことで、基本的には失敗したのだろーうと思います。グッドプラクティスよりもバッドプラクティスの方が重要な気もしますが、このような経験を共有することが必要になります。

また、方針の評価も、個人的には行った方がいいのではないかと思います。その方針がどれくらい効果を持っているかを確かめることが政策としては必要なのではないのでしょうか。ただ、これは非常に難しく、研究機関が出している研究成果を全部捕捉する、それがオープンアクセスになっているかどうかを把握することとはかなり骨の折れる仕事です。

方針を策定するときには、方針を策定する段階で得られる、いわゆる暗黙知がアートとして必要であろうし、また、政策を立てるときのプロセスに関する知識、学術情報流通、オープンアクセスに関する体系的な知識がサイエンスとして必要になってくるのではないかと思います。

知識は勉強すれば手に入りますが、それ以外にも求められるものがあるのではないかと思います。Suber (2012) は、方針を策定する根拠となるような客観的な証拠が必要であり、さらにそれを先導するリーダーシップを持った人物、方針の評価も必要だと言っています。他にも、どういうデザインをするのか重要にな

ってきますし、ただ方針を立てただけではうまくいかないことも考えられるため、アドボカシーもしなければいけません。インフラも IR だけではなく、その他の研究者の便宜を図るようなものが必要になります。

従って、方針というのは、立てれば何とか立てられるかもしれませんが、その後様々な対応をする必要が出てきます。あくまで機関の研究成果をオープンアクセスにするという可能性を開くにすぎないものですが、非常に大きな可能性を持っています。